

令和 8 年 3 月 6 日
文 部 科 学 省
総 合 教 育 政 策 局
高 等 教 育 局
(最終改正 令和8年7月30日)

大学院入学資格等に係る専修学校専門課程又は専攻科の指定に関する実施要項

1. 趣旨

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号の規定に基づく専修学校の専門課程又は専攻科の指定に関しては、この実施要項の定めるところによる。

2. 目的

大学院入学資格等に係る専修学校の指定は、平成17年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言に基づき、誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図ることを目的とする。

3. 指定の基準

専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程等を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、「専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」（令和7年12月8日文部科学省告示第138号）に掲げるとおりである。

(参考) 「専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」の概要

【専門課程】

- ＜1＞修業年限が4年以上であること。
- ＜2＞全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。
- ＜3＞教育との連続性に配慮した教育課程が編成されていること。
- ＜4＞学校教育法（昭和26年法律第26号）第132条の2第2項に規定する評価を行い、その結果を公表していること。（以下「第三者評価」という。）

【専攻科】

- ＜1＞次のイからハまでに掲げる専修学校の専攻科の区分に応じ、当該イからハまでに定める特定専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していること。

- イ 保健師又は助産師の養成を行う専攻科 看護師の養成を行う特定専門課程
 - ロ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）第2条に規定する一級大型自動車整備士, 一級小型自動車整備士又は一級二輪自動車整備士の養成を行う専攻科 同条に規定する二級ガソリン自動車整備士, 二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の養成を行う特定専門課程
 - ハ あん摩マッサージ指圧師, はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）別表第2専門基礎分野の項第3号に規定する厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関であるに係る専攻科 あん摩マッサージ指圧師, はり師又はきゅう師の養成を行う特定専門課程
- ＜2＞ 当該専攻科の修業年限の年数と当該特定専門課程の修業年限の年数とを合算した年数が4年以上であること。
 - ＜3＞ 当該専攻科の単位数と当該特定専門課程の単位数とを合算した単位数が124単位以上であること。
 - ＜4＞ 第三者評価を行い, その結果を公表していること。

4. 手続

- ① 設置する専門課程又は専攻科（以下「課程等」という。）の指定を希望する専修学校は, 毎年6月30日までに, 文部科学大臣に対し, 当該課程等が上記3の指定の基準（以下「指定基準」という。）を満たすと考えられる旨（別記様式6又は別記様式11）を通知するものとする。ただし, 専攻科の指定については, 毎年度, 原則として12月31日までの通知を可能とする。
- ② 文部科学大臣は, 指定基準を満たすと認める課程等を指定し, 指定を行った日（以下「指定日」という。）以後当該課程等の整備が完了する年度（指定日より前に整備が完了している場合は, 指定日が属する年度。）の最後の月の初日を, 学校教育法施行規則第155条第1項第5号に規定する「文部科学大臣が定める日」として定めた上で, 専修学校, 課程及び学科の名称, 文部科学大臣が定める日並びに位置をインターネットの利用その他適切な方法により公示する。
- ③ 指定を受けた課程等を設置する専修学校は, 以下に掲げる事由が発生した場合には, 毎年6月30日までに, 文部科学大臣に対し, 別記の各様式によってその旨を通知するものとする。ただし, 専攻科については, 毎年度, 原則として12月31日までの通知を可能とする。
 - ア) 当該課程等に係る専修学校, 課程等若しくは学科の名称又は位置が変更された場合（別記様式7又は別記様式12）
 - イ) 当該課程等が廃止された場合（別記様式8又は別記様式13）
 - ウ) 当該課程等が指定基準に適合しなくなったと考えられる場合（別記様式9又は別記様式14）。
- ④ 文部科学大臣は, 指定を行った課程等に係る専修学校, 課程等若しくは学科の名称又は位置に変更があったときは, その旨をインターネットの利用その他適切な方法により公示する。

- ⑤ 文部科学大臣は、指定を行った課程等が廃止されたときは、その旨をインターネットの利用その他適切な方法により公示する。
- ⑥ 文部科学大臣は、指定を行った課程等が指定基準に適合しなくなったと認めたときは、その指定を解除し、その旨をインターネットの利用その他適切な方法により公示する。
- ⑦ 上記②及び④から⑥に示す文部科学大臣の公示は、毎年度、原則として10月に行うものとする。ただし、専攻科における文部科学大臣の公示は、毎年度、原則として1月に行うものとする。
- ⑧ 指定を受けた課程等を設置する専修学校は、告示又は公示された文部科学大臣が定める日までの間、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、当該課程の状況について（別記様式10）の通知を行うものとする。ただし、当該専攻科の状況について（別記様式15）は、毎年度、原則として12月31日までに通知を行うものとする。
- ⑨ 上記3に定められている第三者評価については、申請から5年以内に一度行うこととし、既に実施済みの場合だけではなく、実施予定年度を示すことでも申請を可能とする。
- ⑩ 要件に定められている第三者評価については、5年以内に一度行うこととし、既に実施済みの場合だけではなく、実施予定年度を示すことでも申請を可能とする。

5. 留意事項

- ① 一旦告示又は公示された文部科学大臣が定める日については、同日より前の日に変更することはできない。
- ② 同一学科名の昼間学科、夜間等学科、通信制学科が設置されている場合又は夜間等学科及び通信制学科のみが設置されている場合、指定の対象が明確となるよう、通知、告示及び公示における学科の名称の末尾に、「（昼間部）」「（夜間部）」「（通信制）」等の表示を行うものとする。また、既に告示又は公示されている昼間学科のみが設置されている学科について、夜間等学科が新設された場合、すでに告示又は公示されている学科の名称を「（昼間部）」で終えるものに変更する旨（別記様式7又は別記様式12）を通知するものとする。
- ③ 同一学科名の修業年限が異なる複数の学科が設置されている場合、指定の対象が明確となるよう、通知、告示及び公示における学科の名称の末尾に、「（4年制）」等の表示を行うものとする。また、既に告示又は公示されている学科を設置している専修学校に、同一学科名の修業年限が異なる学科が新設された場合、すでに告示又は公示されている学科の名称を「（4年制）」等で終えるものに変更する旨（別記様式7又は別記様式12）を通知するものとする。
- ④ 教育課程の年次進行等の事情により、上記②や③の方法では区別が困難な形態で、同一学科の中に、指定基準を満たす教育課程と指定基準を満たさない教育課程が併存する期間がある場合には、両者が併存する期間については、指定基準を満たす教育課程を有する課程等について、名称の末尾に「（新課程）」の表示を付した上で、通知するものとする（別記様式6又は別記様式11）。
- ⑤ 上記②③④の場合、修了証書等の修了を証明する書類にも同様の記載を行うもの

とする。

- ⑥ 第三者評価の実施は, 文部科学省が定める「専修学校における学校評価ガイドライン」(令和8年3月)を踏まえて実施するものとする。指定の申請段階で評価の実施がなされていない場合は, 指定後5年以内で実施予定年度を明らかにすること。

6. 附則

- ① この実施要項は, 令和8年4月1日から施行する。
- ② この実施要項の適用について必要な事項は, 別に文部科学省総合教育政策局長及び高等教育局長が定める。

附則

- ① この実施要項は, 令和8年7月30日から施行する。